

栃木市業務委託契約書

1 委託業務名 栃木市国府地域包括支援センター運営業務委託

2 委 託 箇 所 栃木市大宮地区（平柳町1丁目除く）及び国府地区内

3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

4 契約金額

千	百	十	億	千	百	十	萬	千	百	十	萬
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

5 契約保証金

上記の業務委託について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 栃木市万町9番25号

栃木市

氏名 市長 大川 秀子

印

受 注 者 住 所

氏名

(印)

栃木市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、栃木市国府地域包括支援センター運営業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、介護保険法第115条の4第1項、第5項及び第10項並びに社会福祉法第106条の4第5項の規定により、次に掲げる業務の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

2 委託業務の名称 栃木市国府地域包括支援センター運営業務委託

3 委託業務の内容 別紙仕様書に記載

（実施場所）

第2条 受注者は、前条の業務を発注者が設置及び管理運営している施設において実施するものとする。

（契約期間等）

第3条 本委託業務に係る契約期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）契約期間 契約締結の翌日から令和11年3月31日まで

（2）準備期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

（3）履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（委託料）

第4条 発注者は、委託料として、金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、前項の額を四半期（6月末、9月末、12月末、3月末をそれぞれ締切日とする。）ごとに支払うものとする。なお、支払金額については別表のとおりとし、別紙仕様書に基づく精算処理を行う場合は、精算額をもって支払金額とする。

3 受注者は、第8条第2項の規定による検査に合格したときは、30日以内に請求書を発注者に提出し、委託料を請求するものとする。

4 発注者は、受注者が提出した請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約の保証）

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付する場合は、当該保証は次の各号に規定するものによる契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付について、全部又は一部を免除する。
- (1) 第1項の規定により、受注者が同項第4号に掲げる保証を付したとき
 - (2) 過去2年の間に国（公団を含む。）、他の地方公共団体又は栃木市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- （経理等）

第6条 受注者は、委託料を他の業務と分離して経理しなくてはならない。

2 受注者は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにした帳簿を備え付け、対象年度における収入及び支出についての証拠書類を、当該対象年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

(計画策定等)

第7条 受注者は、別紙仕様書に基づき、事業計画書及び収支予算書を発注者に提出するものとする。

(報告書の徴収及び検査)

第8条 受注者は、対象年度の終了後、別紙仕様書に基づき、実績報告書及び収支決算書を発注者に提出し、当該対象年度の委託業務について、完了報告を行うものとする。

2 受注者は、各四半期の終了後、当該期間の委託業務について完了報告を行い、遅滞なく発注者の検査を受けなければならない。

3 発注者は、前2項の報告に対して、必要があると認められるときは、更に詳細な説明資料の提出を受注者に求めることができる。

(遅延利息について)

第9条 発注者の責に帰すべき事由により、委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、別紙仕様書に定めのあるもののほか、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たものについては、この限りでない。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び第三者への提供の禁止)

第13条 受注者は、委託業務の処理に際して知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らし、又は発注者の許可なく指示する目的以外の目的に使用し、若しくは第三者へ提供してはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は第20条の規定による契約の解除後も同様とする。

(物品の管理)

第14条 受注者は、委託業務の実施に伴い取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸与物品の管理)

第15条 受注者は、委託業務の実施に伴い貸与を受けた物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得ずに、当該物品を目的外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

3 受注者は、当該物品の全部又は一部を、受注者の故意又は重大な過失によって棄損し、又は滅失したときは、現状回復の義務に任ずるものとする。

(業務支援)

第16条 発注者は、受注者による委託業務の実施について早期安定化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第17条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができるものとする。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 委託業務の実施について第三者に損害を及ぼし、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。但し、発注者の指示その他発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその賠償額を負担する。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(債務不履行による損害金)

第 19 条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、受注者に対して損害金を請求することができる。

(契約の解除等)

第 20 条 発注者は、受注者がこの契約の条項に違反したとき、又はこの契約の趣旨に反しこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたときは、催告なしにこの契約を解除し、又は受注者に対して委託料の返還を命じることができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

(契約不適合)

第 21 条 発注者又は受注者が本契約の内容に適合しないことを発見した場合は、受注者は、速やかにこれを補修するものとする。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟等は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に属する。

(協議事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

別表

対象年度	支払回数	対象四半期	支払金額
令和 7 年度	—	—	0 円
令和 8 年度	第 1 回	第 1 四半期	円
	第 2 回	第 2 四半期	円
	第 3 回	第 3 四半期	円
	第 4 回	第 4 四半期	円
	小 計		円
令和 9 年度	第 5 回	第 1 四半期	円
	第 6 回	第 2 四半期	円
	第 7 回	第 3 四半期	円
	第 8 回	第 4 四半期	円
	小 計		円
令和 1 0 年度	第 9 回	第 1 四半期	円
	第 1 0 回	第 2 四半期	円
	第 1 1 回	第 3 四半期	円
	第 1 2 回	第 4 四半期	円
	小 計		円
合 計			円

別記

個人情報等取扱特記事項

(趣旨)

第1条 この個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務及びネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の委託契約に関する個人番号及び特定個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 この契約により、栃木市（以下「発注者」という。）から業務を受託し、個人番号及び特定個人情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他関係法令を遵守し、この契約により委託する業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いに当たっては、発注者の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない、

- 2 受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 受注者は、委託業務を履行するに当たって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、委託業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人番号及び特定個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人番号及び特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 5 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(管理体制の整備等)

第3条 受注者は、個人番号及び特定個人情報の適正な管理を実施する者として総括責任者及び作業従事者を選定し、並びに作業場所を特定し、及び管理体制を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は個人番号及び特定個人情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める管理体制を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。管理体制を変更するときも、同様とする。
- 3 受注者は、情報処理業務を行う場所及び個人番号及び特定個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(従業員等の監督及び派遣契約)

第4条 受注者は、受注者の総括責任者に、受注者の従業員その他委託業務に従事する者に対し、委託業務を通じて知り得た個人番号及び特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業務に関する個人番号及び特定個人情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 個人番号及び特定個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(目的以外の利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たって知り得た個人番号及び特定個人情報を、発注者から書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受注者は、委託業務を履行するにあたって発注者から貸与された個人番号及び特定個人情報が記載又は記録された文書、資料、ファイル等を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(個人番号及び特定個人情報の管理)

第7条 受注者は、委託業務に関する個人番号及び特定個人情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人番号及び特定個人情報を作業場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 個人番号及び特定個人情報以外の個人情報を、作業場所以外にやむを得ず持ち出さなければならないときは、発注者の承諾を得た上で行き、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (3) 個人番号及び特定個人情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、個人番号及び特定個人情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施した上で施錠管理すること。
- (4) 個人番号及び特定個人情報の格納又は処理を行うに当たって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (5) 個人番号及び特定個人情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先の監督等)

第8条 受注者は、委託業務を遂行するために得た個人番号及び特定個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に取り扱わせてはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人番号及び特定個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、第2項の再委託を行った場合は、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、履行の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先に対し、発注者の書面による事前の承諾なくして、個人番号及び特定個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の規定による発注者の承諾を得て個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（提供文書等の返還及び廃棄等）

第9条 受注者は、委託業務を履行するに当たって発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人番号及び特定個人情報が記載又は記録された文書、ファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、個人番号及び特定個人情報が記録された文書、ファイル等が格納された電子記録媒体の廃棄等を発注者が指示した場合は、受注者は、破壊、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該個人番号及び特定個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、発注者に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、受注者が受注者の電子計算機を使用して個人番号及び特定個人情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該個人番号及び特定個人情報の消去を発注者が指示した場合、受注者は、当該個人番号及び特定個人情報を速やかに消去し、発注者に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

（個人番号及び特定個人情報の取扱状況の報告）

第10条 受注者は、契約履行中において、個人番号及び特定個人情報の取扱いの遵守状況について別紙「個人情報等取扱特記事項の遵守に関する報告書」により発注者に定期的に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第11条 発注者は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、受注者に対し、委託業務に関する個人番号及び特定個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び個人番号及び特定個人情報を保管する施設、その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第12条 受注者は、発注者の提供した個人番号及び特定個人情報及び受注者、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した個人番号及び特定個人情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の場合においては、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う個人番号及び特定個人情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(個人番号及び特定個人情報以外の個人情報の取扱い)

第14条 本特記事項における個人番号及び特定個人情報に係る取り扱いについては、特に定めのない限り、個人番号及び特定個人情報以外の個人情報の取扱いについて準用するものとする。

別紙

個人情報等取扱特記事項の遵守に関する報告書

年 月 日

栃木市長宛て

契 約 名					
契 約 日	年 月 日	履行 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
受 注 者	所 在 地 : 名 称 : 代表者職氏名 : 担当者氏名・連絡先電話番号 :				

上記契約の特定個人情報の取扱状況に関して、下記のとおり報告します。

(1)不適正事案発生の有無	はい いいえ
現状すでに個人番号及び特定個人情報の不適正な取扱いの事案が発生している。 （「はい」を選択した場合は、以下に具体的内容を記入） ・	☐ ☐
(2)個人情報の管理体制	はい いいえ
個人番号及び特定個人情報の取扱いについて内部規程を整備している。 またはプライバシーマークを取得している。 （「はい」を選択した場合は、規程等のコピー又はプライバシーマークの 取得状況が分かる書類のコピーを添付）	☐ ☐
(3)責任者・従事者等の明確化	はい いいえ
委託業務における個人番号及び特定個人情報保護総括責任者、作業責任 者、作業従事者等を特定している。（「はい」を選択した場合は、名簿の コピーを添付）	☐ ☐
(4)意識向上等の対策	はい いいえ
個人番号及び特定個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識向上 のため研修等を作業従事者に行った。 （「はい」を選択した場合は、以下に具体的対策、日付等を記入） ・	☐ ☐
(5)事故対応	はい いいえ
事故が発生した時の対応について、手順や方法を定めている。 （「はい」を選択した場合は、手順等のコピーを添付）	☐ ☐
(6)再委託について	はい いいえ
①再委託を行っている。 ②再委託を行っている場合、事前に市へ文書で協議し承諾を得ている。 ③再委託を行っている場合、再委託先へ監督を行った。 （③で「はい」を選択した場合は、以下に日付等、実施の具体的内容を 記入。「いいえ」を選択した場合は、以下に今後の予定を記入） ・	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
(7)その他特定個人情報の取扱い	はい いいえ
仕様書及び特記事項に規定した個人番号及び特定個人情報の取扱いにつ いて、遵守している。（「いいえ」を選択した場合は、以下に具体的内容 を記入） ・	☐ ☐